

# 固定資産明細表への記載と固定資産廃棄に関する規則

広島大学教職員組合

(目的)

第1条 この規則は、組合の重要な資産の円滑な管理に資することを目的とする。

(固定資産明細表への記載)

第2条 取得価額（税込み価額とする）が10万円以上、かつ、耐用年数が1年以上の資産（無形資産を含む）を取得した場合は、固定資産明細表へ記載し、定額法での減価償却を行なうものとする。

(固定資産の廃棄)

第3条 固定資産明細表へ記載された固定資産を廃棄する場合は、執行委員会の承認を得るものとする。

(解釈)

第4条 この規則の解釈に疑義が生じた場合は、執行委員会が決定する。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、執行委員会が行なう。

付則

1. この規則は2014年4月25日より施行する。

(注) 取得した資産の単位、及び、取得価額その他については、法人税法の規定に従う。